

## (9) 地域生活支援事業（必須事業）

## ● 地域生活支援事業（必須事業）の種類と内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むための、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害のある人、保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことで、自立した日常生活又は社会生活が行えるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害のある人等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害のある人・児童の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター（機能強化事業）	一般就労が難しい障害のある人に創作活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

### ①理解促進研修・啓発事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

### ②自発的活動支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【見込の考え方】

すでに実施済みであるため、引き続き事業の継続及び充実を図ります。

### ③相談支援事業

		実績			見込		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

#### 【見込の考え方】

基幹相談支援センターにつきましては、必要な機能等について協議を行い、令和6年度中の設置を目指します。